

## <石川> 七尾労働基準監督署からの 健康診断結果の通知に関する是正勧告について

平成22年2月24日  
北陸電力株式会社

当社は、本日（2月24日）、七尾労働基準監督署より、志賀原子力発電所における特定業務従事者の健康診断結果の通知に関する是正勧告を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、志賀原子力発電所で勤務する深夜業務従事者（当直員）および放射線業務従事者<sup>1</sup>を対象とした特定業務従事者の健康診断を実施しています。

今回の是正勧告は、その特定業務従事者の健康診断の結果を本人に通知するためにシステムへ入力する際に、一部の項目（医師による問診、聴打診）の結果について入力漏れのため、本人への通知が適正になされていないとして、労働安全衛生法第66条の6および労働安全衛生規則第51条の4<sup>2</sup>に関して受けたものです。

当社は、これまでも従業員の健康管理に留意してまいりましたが、今回の勧告を真摯に受け止め、入力データのチェック体制強化等の再発防止を図り、今後より一層、従業員の健康管理に努めてまいります。

以 上

### 1 放射線業務従事者

放射線管理区域（放射線による不必要な被ばくを防止するため厳格に管理された区域）に業務上立ち入る者として管理されている者。

### 2 労働安全衛生法 第66条の6、労働安全衛生規則 第51条の4

健康診断の結果の通知について定めた条文で、事業者は健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知しなければならないことを定めている。